

| | |
|---------|-------------|
| 提出日(西暦) | 2016年 4月 5日 |
|---------|-------------|

品質管理システム概要書(2016年 3月 16日現在)

監査事務所名 四谷監査法人
代表者名 石井 忠弘

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

当法人は、「監査の品質管理規程」を定め、監査の品質管理システムの整備及び運用をはかっております。品質管理担当責任者は、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負い、最高経営責任者である包括代表が当法人の監査の品質管理に関する最終的な責任を負っております。監査業務のすべての局面において、監査業務の質が優先されることを当法人の運営方針としております。不正リスクに関する品質管理の責任者は品質管理担当責任者としております。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

(1) 職業倫理

監査業務の遂行に際し遵守すべき職業倫理の基本原則として、日本公認会計士協会の倫理規則に謳われている 誠実性 公正性 職業的専門家としての能力及び正当な注意 守秘義務 職業的専門家としての行動を定めております。監査責任者は、当法人の定める職業倫理に関する方針と手続を自ら遵守するとともに、専門要員等がこれを遵守していることを確かめております。

(2) 独立性

品質管理担当責任者は、専門要員等から「利害関係に関する表明書」を入手し、専門要員等が公認会計士法及び倫理規則等に定める独立性の規定を遵守していることを確認しております。

(3) ローテーションの方針及び手続

公認会計士法第24条の2に規定する大会社等及び社会的に影響度の高い事業体の監査業務の監査責任者及び審査担当者には7年間のローテーションを義務付けております。また、当該義務の履行をモニターしております。

3. 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

以下のすべてを満たす場合のみ、関与先との契約の新規の締結及び更新を行うこととしております。

当法人が、時間及び人的資源など、業務を実施するための適性及び能力を有していること

当法人が、関連する職業倫理に関する規定を遵守することができること
当法人が、関連先の誠実性を検討し、契約の新規の締結及び更新に重要な影響を及ぼす事がないこと

「不正リスクへの対応」

不正リスクを考慮して、監査契約の締結及び更新に伴うリスクを評価しております。不正リスクの考慮には、関連先の誠実性に関する理解が含まれます。当該評価の妥当性については、当法人の経営会議が検討しております。

4. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

当法人は、監査に関する必要な知識及び適性があり、監査業務を積極的に行う意欲のある誠実な人材を採用しております。すべての専門要員に対して継続的な研修・訓練を受けることの重要性を強調し、当法人が費用の全部又は一部を負担することにより、その機会を提供しております。また、当法人内研修会を一年間に三回以上実施し職業的専門家としての能力開発を図っております。すべての専門要員に一事業年度にCPE履修単位40単位以上及びCPE協議会が必須研修科目として指定した科目の必須単位数の履修を義務付けており、そのモニタリングも実施しております。専門要員の昇進には、実施した監査業務の質や独立性を含む職業倫理の遵守に関する事項を考慮に入れております。専門要員の選任にあたっては、その職責を果たすために必要な能力及び経験を有しているか、独立性を保持しているか、十分な時間を確保できるかどうかを検討しております。

「不正リスクへの対応」

不正リスク対応基準が適用される監査業務に携わる専門要員に対しては、当該監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し能力を開発できるよう、当法人内外の研修を含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供しております。

5. 業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

監査業務の質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告や実務指針に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアルとして定めております。当該方針及び手続には、監査業務の実施、監査チームへの指示、監督及び査閲、専門的な見解の問合せ、監査上の判断の相違、当法人内の監査責任者の全員交代を含めております。

「不正リスクへの対応」

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合、不正リスクを含む監査上の重要な事項を適切に伝達しなければならないこととしております。

(2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

監査上の判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項が存在する場合には、当該重要な事項を解決するために当法人内外の専門的な知識及び経験等を有する者との討議等を通じて専門的な事項に係る見解を得ることとしております。

「不正リスクへの対応」

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ、当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に問合せ、入手した見解を検討いたします。

(3) 審査の方針及び手続

すべての監査業務について監査計画及び監査意見形成のための監査業務に係る審査を行っております。審査が完了するまでは監査報告書を発行しない方針であり、監査報告書の日付は、審査完了日以降であります。審査は、通常、重要な事項についての監査責任者との討議、財務諸表や内部統制報告書と監査報告書案の検討及び監査チームが行った重要な判断とその結論に関する監査調書の検討により行われます。当法人が定めた審査担当者としての適格性の要件を満たす者を審査担当者を選任しております。審査担当者の客観性が損なわれた場合には交代しなければならないこととしております。

「不正リスクへの対応」

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、審査担当者が評価する重要な事項や監査チームが行った重要な判断には、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合、不正による重要な虚偽表示の疑義があるかどうかの判断が含まれます。

不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、審査担当者は、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて、検討しなければならないこととしております。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者の間、又は監査責任者と審査担当者との間に監査上の判断の相違が生じた場合には、速やかに相違の内容を検討し、監査上の判断の相違を解決するための適切な措置をとることとしております。当該措置には、状況に応じて、当法人内外の適切な専門的な知識及び経験を有する者に専門的な見解の問い合わせを行うことを含みます。監査報告書は監査上の判断の相違が解決しない限り、発行しないこととしております。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

監査ファイルは、原則として監査報告書ごとにまとめ、監査報告書日から60日を超えない期間で最終的な整理をしております。監査調書に関し、機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性を合理的に確保するために、以下のような方針及び手続を定め、実施しております。 監査チームは業務上知り

得た事項を正当な理由なく他に漏らし、又は盗用してはならない。 監査調書の作成、変更及び査閲の履歴を明確にする。 監査計画や監査の実施などの各段階において情報を保全する。 監査チームやその他の正当な権限を有する者に対し、業務上の必要に応じた監査調書へのアクセスの権限を付与する。

6 . 品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

品質管理のシステムに関する方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムに関する日常的監視及び監査業務の定期的検証を実施しております。

日常的監視として以下の事項を検討しております。

新たに公表された職業的専門家としての基準及び適用される法令等と当法人が定める品質管理の方針及び手続への反映の状況

独立性の保持のための方針及び手続の遵守についての確認書

訓練を含む継続的な職業的専門家としての能力開発状況

契約の新規の締結及び更新状況

実施すべき是正措置と品質管理のシステムの改善の決定状況

個別の監査業務の定期的検証のサイクルは、通常3年を超えない期間とし、一つの検証のサイクルの中で、一人の監査責任者に対して少なくとも一つの監査業務を検証の対象として選定しております。

「不正リスクへの対応」

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、定期的検証により、以下の項目が当法人の品質管理のシステムの方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめることとしております。

監査契約の新規の締結及び更新

不正に関する教育・訓練

業務の実施（監督及び査閲、当法人内外からもたらされる情報への対処、専門的な見解の問合せ、審査、同一企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合の引継を含む。）

監査事務所間の引継

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

日常的監視及び定期的検証によって発見された不備の影響を評価し、是正措置が必要な不備である場合には、改善を要する事項を検討し適切な是正措置をとることとしております。是正措置としては、(a)訓練や職業的専門家としての能力開発に関する責任者への発見事項の伝達(b)関係する監査業務又は専門要員に対する適切な是正措置の実施(c)品質管理の方針及び手続の変更(d)当法人の方針や手続に違反する者に対する懲戒処分などがあります。品質管理のシステムの監視の結果をすべての専門要員に伝達しております。伝達の内容には、実施した監視の内容、監視から得られた結論、講じられた是正措置を含めております。

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当法人は、以下の事項に関して、当法人内外からもたらされる情報を受付け、内容を吟味し調査することとしております。

当法人が実施した業務における職業的専門家としての基準及び適用される法令等の違反に関する不服及び疑義の申立て

当法人が定めた品質管理のシステムへの抵触等に関する疑義の申立て

個々の監査業務の遂行への不当な干渉に対する疑義の申立て

調査の結果、品質管理のシステムの方針及び手続の整備及び運用に関する不備が発見された場合には、適切な是正措置を講じることとしております。

7. 監査事務所間の引継の方針及び手続

当法人が後任監査事務所となる場合、上記3.「契約の新規の締結及び更新の方針及び手続」に記載した事項に留意するとともに、前任監査事務所に対して質問及び監査調書の閲覧を求めることにより、監査契約締結に伴うリスクを低い水準に抑えることができるかどうかを判断することとしております。

また、当法人が前任監査事務所となる場合、後任監査事務所が監査契約の締結の可否を判断及び監査を実施するうえで有用な情報を提供するため、適時に十分な引継を実施することとしております。

「不正リスクへの対応」

不正リスク対応基準が適用される監査業務に関して監査チームが実施した引継の状況については、当法人の経営会議に報告されることとなっております。

8. 共同監査の方針及び手続

当法人が他の監査事務所と共同監査を実施する場合には、共同監査に関する協定書を締結し、監査事務所相互間における監査業務の分担方法、監査調書の相互査閲、審査方法等を定めることとしております。また、他の監査事務所が共同監査に関する品質管理の方針及び手続を実施しているかどうかについて、他の監査事務所の監査責任者に確かめることにしております。

9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

該当なし

以 上

この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。